

大雪地区広域連合介護保険運営協議会規則

平成 16 年 4 月 1 日

規則第 3 号

改正 平成 18 年 2 月 1 日 規則第 1 号

改正 令和 2 年 3 月 1 日 規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大雪地区広域連合介護保険条例（平成 16 年大雪地区広域連合条例第 1 号。）第 2 条の規定に基づき、大雪地区広域連合介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数及び運営その他必要な事項について定めるものとする。

(介護保険事業の運営に関する事項)

第 2 条 大雪地区広域連合介護保険条例第 2 条第 2 項に定める介護保険事業の運営に関する事項は次の各号に掲げることとする。

- (1) 介護保険事業計画の作成に関すること。
- (2) 介護保険事業計画の執行に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの運営に関すること。
- (5) その他介護保険事業の運営に関し必要なこと。

(協議会の委員の定数)

第 3 条 協議会の委員の定数は、18 名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、福祉及び医療関係者
- (3) 被保険者の代表

2 前項の委員は、大雪地地区広域連合を構成する東川町、美瑛町及び東神楽町において各号の区分ごとにそれぞれ各 2 名とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の任期とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長 1 人を置き、会長は、委員の互選によるものとする。

2 会長に事故あるとき又は会長が欠けた場合においては、会長があらかじめ指名す

る委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

2 会議は、会長が議長となりこれをつかさどる。

3 会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し、必要な事項は連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月1日規則第1号)

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月1日規則第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。